

四日市市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第11号

四日市市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市情報公開条例施行規則（平成13年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）<u>第31条</u>の規定により、市長が行う行政情報（条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。以下同じ。）の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料の納付等)</p> <p>第6条 条例第16条第1項に規定する<u>手数料</u>は、当該行政情報の写しの交付を受ける前に納めるものとする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(実施状況の公表)</p> <p>第7条 条例<u>第30条</u>の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）<u>第30条</u>の規定により、市長が行う行政情報（条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。以下同じ。）の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用の納付等)</p> <p>第6条 条例第16条第1項に規定する<u>費用</u>は、当該行政情報の写しの交付を受ける前に納めるものとする。</p> <p><u>2</u> 条例第16条第2項に規定する<u>費用</u>は、当該電磁的記録の開示を受ける前に納めるものとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(実施状況の公表)</p> <p>第7条 条例<u>第29条</u>の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について、</p>

告示により行うものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 審査請求の状況

(4) (略)

告示により行うものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 不服申立ての状況

(4) (略)

第 2 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

第2号様式（第3条第1号関係）

		整理番号	第	号
行政情報開示決定通知書 第 年 月 日 号 様 四日市市長 団 年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。				
開示請求に係る行政情報	開示請求者が請求した内容			
	実施機関が特定した行政情報の件名			
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分	<input type="checkbox"/> 郵送		
開示の場所				
事務担当課	電話 ()			
備考				

- (注意) 1 行政情報の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、事前に事務担当課まで連絡してください。
- 3 開示請求をしたときに、郵送を希望されている場合は、「開示の日時」欄右の郵送にチェックしています。
 なお、開示請求に係る行政情報の郵送は、手数料及び郵送料が支払われたことを確認したうえで行います。
- 4 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、条例第18条第2項の規定により開示が停止されますので、ご了承ください。

第3号様式（第3条第2号関係）

		整理番号	第	号
行政情報部分開示決定通知書				
		第	号	
		年	月	日
様		四日市市長 印		
<p>年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。</p>				
開示請求に係る行政情報	開示請求者が請求した内容			
	実施機関が特定した行政情報の件名			
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分	<input type="checkbox"/> 郵送		
開示の場所				
不開示とする部分の概要				
不開示とする根拠規定		四日市市情報公開条例第7条第2項第 号に該当		
根拠規定を適用する理由				
事務担当課	電話 ()			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

- (注意) 1 行政情報の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合は、事前に事務担当課まで連絡してください。
 3 開示請求をしたときに、郵送を希望されている場合は、「開示の日時」欄右の郵送にチェックしています。なお、開示請求に係る行政情報の郵送は、手数料及び郵送料が支払われたことを確認したうえでを行います。
 4 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、条例第18条第2項の規定により開示が停止されますので、ご了承ください。

第4号様式（第3条第3号ア関係）

		整理番号	第	号
行政情報不開示決定通知書				
		第	号	
		年	月	日
様				
		四日市市長 印		
年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。				
開示請求に係る行政情報	開示請求者が請求した内容			
	実施機関が特定した行政情報の件名			
不開示とする根拠規定		四日市市情報公開条例第7条第2項第 号に該当		
根拠規定を適用する理由				
事務担当課	電話 ()			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第3条第3号イ関係）

		整理番号	第	号
行政情報の存否を明らかにしない決定通知書				
			第	号
			年	月 日
様				
四日市市長 印				
年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおり行政情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。				
開示請求に係る行政情報 （開示請求者が請求した内容）				
行政情報の存否を明らかにしない理由		四日市市情報公開条例 第9条に該当		
事務担当課	電話 ()			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第6号様式（第3条第3号ウ関係）

		整理番号	第	号
行政情報不存在決定通知書				
		第	号	
		年	月	日
様				
		四日市市長		印
年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第3項の規定に基づき、行政情報の不存在の決定をいたしましたので通知します。				
開示請求に係る行政情報 (開示請求者が 請求した内容)				
行政情報が存在しない理由				
事務担当課	電話 ()			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第5条第4項関係）

		整理番号	第	号
意見照会に係る行政情報の開示決定についての通知書				
		第	号	
		年	月	日
様		四日市市長 団		
<p>年 月 日付けで意見書の提出がありました行政情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、四日市市情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。</p>				
意見書の提出があった行政情報の件名				
開示することとしたあなたに関する情報の内容				
開示することとした理由				
開示を実施する日	年 月 日			
事務担当課	電話 ()			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、開示を実施する日の前日（午後5時）までに審査請求がないときは、あなたに関する情報が開示されることとなります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)